

< 概 要 >

- 2019年7月30日、発電所構内にある5・6号機警備員詰所および1－4号機周辺防護区域警備員詰所の入り口付近にある装備脱衣エリア（管理対象区域）に、それぞれウォーターサーバー（5・6号）とクーラーボックス（1－4号）が設置されていることを当社社員が確認しました。関係者への聞き取りを行ったところ、当該区域において水等の摂取をしていた事実を本日、確認しました。
- 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」においては、管理対象区域内での飲食を禁止しておりますが、これに抵触する可能性があることがわかりました。
- 当該ウォーターサーバー等は熱中症対策として協力企業が設置したのですが、その設置の経緯については詳細確認中です。（設置時期～5・6号機警備員詰所：2016年5月、1-4号機周辺防護区域警備員詰所：2018年5月）
- なお、以下のことから、内部被ばくの可能性はないものと考えております。
 - ・ 水等を摂取していた場所は室内の管理対象区域（グリーンゾーン）であり、毎日のサーベイ結果において汚染がないことを確認していること（検出限界以下）
 - ・ 当該場所で水等を摂取する際には、マスクを外す、綿手袋を脱ぐ、手及び口周りをサーベイし汚染のないことを確認する運用としていたこと
 - ・ 当該場所を利用した協力企業警備員について、至近のホールボディカウンタの測定結果では内部取込みは確認されていないこと
- 今後、至近のホールボディカウンタ受検後に当該場所で水等を摂取した協力企業警備員については、速やかにホールボディカウンタ測定を実施するとともに、再発防止策を講じていきます。

